

若桜学園いじめ防止基本方針

若桜町立若桜学園

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、人間として絶対に許されない卑劣な行為である。また、いじめは、どの児童生徒にも起こりうる可能性のあるもので、全ての児童生徒に関する問題であり、児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、児童生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切である。このような点から、児童生徒が、友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全な学校生活を送り、規則正しい態度で主体的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、魅力のある学校づくりに努めていきたいと思う。また、いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責任を果たし連携して取り組む事が不可欠であり、連携を大切にしていきたい。

1. 本校のいじめ防止

<いじめの定義について>

いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法2条1項）

<積極的ないじめの認知>

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要。

いじめの認知は、特定の教職員で行うことなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪したことにより、教員の直接的な指導が行われることなく良好な関係を再び築くことができた場合等において、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な判断による対処も可能だが、これらの場合であっても、いじめの定義に該当するため、学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となる。

<具体的ないじめの態様>

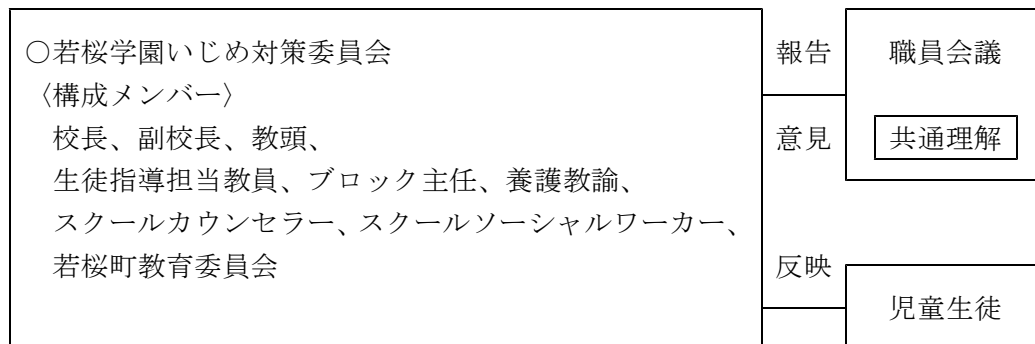
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. いじめを防止するために

(1) 校内体制

いじめ防止等のための組織的な対応の中核となる常設組織の設置



※【名称】 この組織の名称を「若桜学園いじめ対策委員会」とする。

※【具体的役割】

- 1) 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- 2) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- 3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 4) いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- 5) いじめであるかどうかの判断

※上記組織には、児童生徒やその保護者の意向に配慮しながら、専門的な知識・経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める。

※学校においては、いじめであるかどうかの判断は、組織的に行うことが必要である。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、個人で抱え込まず組織で対応すること、外部の専門家の参加を求めることが必要である。

〈会議の区分と対応マニュアル〉

会議の区分と 内容例 構成員		A 通年対策に 関する会議	B 定例的な 会議	C 臨時・緊急的な会議等		
		年間計画の作成 ・検証・修正	情報収集・ 共有	いじめの疑 い発生	重大事態 発生時	対処事 案の経 過確認
				対応方針決定	指導・支援体制	
学 校 の 実 情 に 応 じ て	管理職 生徒指導担当 養護教諭 教育相談担当	○	○	○	○	○
	該当児童生徒に 関係のある職員 (学級担任、部 活動顧問など)			○	○	○
必 要 に 応 じ て	若桜町教育委員 会	○	○	△	○	○
	外部専門機関等 (スクールカウンセラー)	○	○	△	○	○
	保護者代表 (PTA会長等)	△			△	△
	地域住民 (自治会長等)	△			△	△

※必要があれば△

〈年間の運営計画〉

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
諸会議	A	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	A

(2) いじめ未然防止のための取り組み

①いじめについての共通理解

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成
(集会開催、学級指導)
- ・教職員の連携(校内研修、職員会議)
- ・教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って児童・生徒の指導に当たるとともに、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させる。

②いじめに向かわない態度の育成

- ・全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実(道徳、体験活動)
- ・情報モラル教育、インターネット利用についての啓発指導(学級指導、児童生徒対象の講演会の開催、参観日での学級懇談、保護者対象の講演会の開催)
- ・いじめに関する指導の年間計画への位置づけ(道徳、学級活動等)

③児童生徒が安心・安全に過ごせる学校づくり

- ・すべての児童生徒が参加・活躍できる授業や行事の取り組み（授業・行事）
- ・生活状況の実態把握（教育相談週間、調査・アンケート等の実施）

④自己有用感や自己肯定感の育成

- ・全ての児童生徒の居場所づくり、絆づくり（授業、行事、体験活動）
- ・認める場の設定（学校生活、家庭や地域との連携）

⑤学校評価への位置づけ

学校は、「学校方針」に基づくいじめ防止の取組状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。
その際、日常の児童・生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

⑥「学校方針」の説明

学校は、「学校方針」を、学校のホームページへの掲載、その他の方法により、保護者、地域住民が容易に目にする措置を講ずるとともに、その内容を児童・生徒、保護者等に説明する。

⑦配慮が必要な児童生徒への日頃からの対応

心身に受けた多大な影響や慣れない環境への不安がある児童・生徒や、その他の配慮が必要な児童・生徒について、教職員がその状況を十分に理解し、細心の注意を払って対応する。

⑧自ら考え、行動する力の育成

学校は、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童・生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱の設置等のいじめの防止に資する主体的な活動に取り組み（法15条2項）、いじめに直面したときに適切な行動ができる児童・生徒の育成をめざす。

⑨心理検査等の諸検査の活用

学校は、「楽しい学校生活を送るためのアンケート」等を活用し、学級集団の理解や児童・生徒個々の理解を深めるように努める。

3. いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見の基本

いじめについて、児童生徒のささいな変化に気づかずいじめを見過ごしたり、気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように心がけ、いじめの早期発見に努める。

- ①児童生徒のささいな変化に気づく。
- ②気づいた情報を確実に共有する。
- ③情報に基づき速やかに対応する。

(2) 早期発見するための方法や取り組み

- ・出席をとるときの声、表情の見取り
- ・学級日誌、個人ノート（生活ノート、日記等）からの情報
- ・保健室、相談室等での様子
- ・定期的な個人相談の実施（個別指導）
- ・教育相談週間の実施
- ・被害迷惑調査・アンケート等の実施

4. 早期対応・事案対処

(1) いじめ事案の対処

- ・いじめの発見、対応をしたときには、何が起きていて、どのような対応を行ったかを校内組織の担当者に報告する。
- ・いじめであると判断されたら、被害児童生徒のケア、加害児童生徒の指導、関係者の保護者への連絡などを、状況に応じて速やかに行う。
- ・いじめの問題を自分たちの問題として受けとめさせ、主体的に対処できる児童生徒の育成を目指した対応をする。

(2) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする存在・周辺で黙認する存在にも留意し、教職員は、必要に応じて集団全体への働きかけを行う。

(3) 児童・生徒又は保護者からの申立てへの対応

児童・生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、学校は、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(4) いじめの解消

教職員は、いじめが解消するまで、継続的に見守り、支援を行う。

いじめが「解消している」状態とは、

①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）

②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童・生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する）であり、他の事情も勘案して慎重に判断する。

解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

5. 重大事態への対処等

(1) 町への報告

いじめにより、在籍する児童・生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、学校は、速やかに町に報告し、必要に応じて、重大事態の対処について支援を依頼する。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、調査のための組織を設け、学校主体で速やかに調査を行うか、町で実施する調査に協力します。（法28条）なお、調査にあたっては、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように構成する。

(3) 事実関係の明確化

いじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に明らかにする。

(4) 適切な支援・指導

調査結果を踏まえ、教職員は、当該児童・生徒・保護者に適切なケア・指導を行います。いじめを受けた児童・生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

また、いじめを行った児童・生徒に対しては保護者に協力を依頼しながら個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童・生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

(5) 事実関係の説明と個人情報の取り扱い【再掲】

町又は学校は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法での経過報告であることが望ましく、他の児童・生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供する。

(6) 事後の再発防止の取り組み

町および学校は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行う。

6. いじめ防止の取組の評価・検証

学校は、より実効性の高い取組を実施するため、「学校方針」が、実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。(P D C Aサイクル)

7. 関係機関等との連携

(1) 連携の方針

いじめ防止の取り組みの共有やいじめが発見されたときの速やかな対応に向けて、日頃からの連携を大切にし、いじめが発生した場合も、共に早期解決や指導にあたる。

(2) 関係機関

- ・若桜町教育委員会
- ・郡家警察署
- ・専門家（スクールカウンセラー、医師）
- ・保護者（P T A会長等）
- ・地域（民生委員、保健師、自治会長）

※発生したいじめへの組織的対応の流れの通りに連携を図る。